



目 次	
規 則	ページ
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施	(統計分析課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示(5件)	(治山林道課) 1
◎港湾施設管理者の長が管理する海岸保全区域の定め	(港湾・海岸課) 5

規 則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年4月19日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第25号
高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。
附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。
（森林経営管理法による特例措置）

4 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者が貸付けを受ける林業・木材産業改善資金についての第3条第2項第1号の規定の適用については、同号中「12年以内」とあるのは「15年以内」とする。
別記第1号様式中「を10年以上」を「が10年を超えるもの」に、「を3年以上」を「が3年を超えるもの」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第264号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成31年4月19日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
障害者支援施設入所者及び待機者調査
- 2 調査の目的
障害者支援施設の入所者及び待機者の現状を把握し、障害福祉計画の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
施設
 - (3) 属性
指定障害者支援施設及び指定福祉型障害児入所施設
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 障害者支援施設入所者状況に関する調査票
 - (ア) 性別及び年齢
 - (イ) 障害種別及び障害支援区分
 - (ウ) 障害者手帳の状況
 - (エ) 入所期間
 - (オ) 行動障害スコア
 - イ 障害者支援施設待機者状況に関する調査票
 - (ア) 支給決定市町村
 - (イ) 性別、年齢及び受給者証番号
 - (ウ) 障害種別及び障害支援区分
 - (エ) 障害者手帳の状況
 - (オ) 行動障害スコア
 - (カ) 入所申込年月日及び待機場所
 - ウ 障害児入所施設入所児童状況に関する調査票
 - (ア) 性別及び年齢
 - (イ) 障害種別
 - (ウ) 障害者手帳の状況
 - (エ) 入所期間
 - (オ) 行動障害スコア
 - エ 障害者支援施設の意向調査
 - (ア) 待機者の増減について
 - (イ) 待機者の受入れ基準について
 - (2) その基準となる期間

- 平成31年4月1日
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
 - ア 指定障害者支援施設
26施設
 - イ 指定福祉型障害児入所施設
3施設
 - (2) 選定方法
全数
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が調査対象者に直接報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査
 - 7 報告を求める期間
平成31年5月15日から同年6月30日まで

高知県告示第265号
平成30年10月高知県告示第806号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成31年4月19日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村野々川413番地19
イ 氏名
林 照夫
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町構原甲2171番地
イ 氏名
中越 章好
 - (3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町構原丙3254番地
イ 氏名
森山 清春
 - (4)ア 登記簿記載の住所
高知市幸町23番12号
イ 氏名
戸田 秀吉
 - (5)ア 登記簿記載の住所
香美郡物部村庄谷相219番地
イ 氏名
公文 清貴

(6)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々558番地 イ 氏名 林 藤次	土佐郡土佐町大淵298番地 イ 氏名 川村 博通	イ 氏名 生原 一松
(7)ア 登記簿記載の住所 香美郡佐岡村有谷21番屋敷 イ 氏名 五百蔵 常治	(18)ア 登記簿記載の住所 高知市新本町一丁目57番地 イ 氏名 西峯 濱子	(29)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎村斧積63番屋敷 イ 氏名 上田 金助
(8)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町北山甲672番地 イ 氏名 横山 将也	(19)ア 登記簿記載の住所 高知市南新町98番地 イ 氏名 金井 泉	(30)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積390番地2 イ 氏名 上田 馨
(9)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐山村桑尾1066番地 イ 氏名 和田 岩吾	(20)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 徳村 菊二郎	(31)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎村斧積587番地 イ 氏名 文野 卯太郎
(10)ア 登記簿記載の住所 高知市吸江58番地 イ 氏名 和田 農寛	(21)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎村斧積53番屋敷 イ 氏名 徳村 貞次郎	(32)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積599番地 イ 氏名 山平 譲
(11)ア 登記簿記載の住所 高知市高須新町三丁目2番30号 イ 氏名 和田 光明	(22)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市以布利149番地9 イ 氏名 弘田 敏二	(33)ア 登記簿記載の住所 広島県呉市広町1620番地 イ 氏名 岡村 寿
(12)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐山村東川1322番地 イ 氏名 森 政清	(23)ア 登記簿記載の住所 神戸市東灘区北青木二丁目10番1-210号 イ 氏名 平井 敏勝	(34)ア 登記簿記載の住所 兵庫県芦屋市打出春日町39番地4 イ 氏名 福井 潤
(13)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐山村東川56番屋敷 イ 氏名 森 武雄	(24)ア 登記簿記載の住所 京都府宇治市開町77番地27 イ 氏名 上田 英二	(35)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫172番地 イ 氏名 福田 峯松
(14)ア 登記簿記載の住所 東京都渋谷区元代々木町49番6号 イ 氏名 山中 成也	(25)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積664番地 イ 氏名 徳村 大吉	(36)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町小筑紫272番地 イ 氏名 福田 延吉
(15)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関甲1619番地 イ 氏名 津田 寛	(26)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 文野 善蔵	(37)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町福良19番地7 イ 氏名 朝比奈 秀記
(16)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村大淵552番地 イ 氏名 和田 十次郎	(27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎村斧積563番地口 イ 氏名 弘田 穂吉	(38)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村福良25番イ号地 イ 氏名 入江 勘三郎
(17)ア 登記簿記載の住所	(28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎村斧積593番地	(39)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町福良19番地8 イ 氏名

<p>(40)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村福良25番地 イ 氏名 入江 勘三郎</p> <p>(41)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町福良38番地 イ 氏名 黒岩 遊亀男</p> <p>(42)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫町福良38番地 イ 氏名 黒岩 博</p> <p>(43)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町小筑紫104番地 イ 氏名 高橋 清水</p> <p>(44)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫139番地 イ 氏名 高橋 松吉</p> <p>(45)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫130番1号地 イ 氏名 永富 喜三郎</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫町小筑紫119番地 イ 氏名 永富 徳次郎</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫275番地 イ 氏名 福田 延吉</p> <p>(48)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫277番地 イ 氏名 福田 延吉</p> <p>(49)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町小筑紫267番地10 イ 氏名 山本 艶子</p> <p>(50)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫47番屋敷 イ 氏名 名倉 嘉吉</p>	<p>(51)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫226番2号地 イ 氏名 名倉 保吉</p> <p>(52)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫144番地 イ 氏名 高橋 覚次</p> <p>(53)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫224番2号地 イ 氏名 尾崎 伝</p> <p>(54)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫44番屋敷 イ 氏名 高橋 寿平</p> <p>(55)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫208番2号地 イ 氏名 河野 梅吉</p> <p>(56)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫513番地 イ 氏名 中平 槌太郎</p> <p>(57)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫37番屋敷 イ 氏名 永富 要吉</p> <p>(58)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫21番屋敷 イ 氏名 亀田 慶見</p> <p>(59)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫493番地 イ 氏名 吉川 助次</p> <p>(60)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫493番3号地 イ 氏名 布 鉄次郎</p> <p>(61)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫265番地 イ 氏名 信田 九四郎</p> <p>(62)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>幡多郡小筑紫村小筑紫157番地 イ 氏名 今利 伊之松</p> <p>(63)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫28番屋敷 イ 氏名 亀田 初次</p> <p>(64)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫27番屋敷 イ 氏名 大島 芳太郎</p> <p>(65)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫28番屋敷 イ 氏名 高橋 清太郎</p> <p>(66)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫67番屋敷 イ 氏名 森下 シカ</p> <p>(67)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫 イ 氏名 福田 延吉</p> <p>(68)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫65番屋敷 イ 氏名 福田 延吉</p> <p>(69)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村小筑紫 イ 氏名 和田 寅吉</p> <p>(70)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積390番地2 イ 氏名 上田 実</p> <p>(71)ア 登記簿記載の住所 高知市北本町一丁目10番10号 イ 氏名 高知県農業信用基金協会</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。</p>
---	---	--

<p>昭和58年6月農林水産省告示第797号（一を除く。）</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第266号</p> <p>平成30年11月高知県告示第907号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年4月19日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙3167番地11 イ 氏名 山中 満明</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡上韮生村安丸444番地 イ 氏名 山中 邦義</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡上韮生村安丸93番屋敷 イ 氏名 山中 茂</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野802番地13 イ 氏名 岡村 ふじこ</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村別府34番地 イ 氏名 門脇 政明</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 香美郡上韮生村久保中内286番地 イ 氏名 門脇 政明</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村久保中内180番地 イ 氏名 門脇 芳美</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村久保中内442番地 イ 氏名 宗石 功</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和50年6月農林省告示第682号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第267号</p> <p>平成30年11月高知県告示第909号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年4月19日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸市久世町3番9号 イ 氏名 公文 重成</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 小松 乙次郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1320番地 イ 氏名 北川 雅昭</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市羽根町甲855番地 イ 氏名 都築 晴子</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉740番地3 イ 氏名 服部 清吉</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕町三丁目16番28号 コーポ西本703 イ 氏名 小松 八枝</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町間下25番屋敷 イ 氏名 武内 儀三郎</p>	<p>(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町間下316番地 イ 氏名 深川 盛義</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町間下327番2号地 イ 氏名 武内 虎吉</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘39番屋敷 イ 氏名 小松 治太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘55番屋敷 イ 氏名 小松 鶴貴代</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊10番屋敷 イ 氏名 西岡 進助</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊28番屋敷 イ 氏名 中藪 喜之助</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊33番屋敷 イ 氏名 小松 長太郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊9番屋敷 イ 氏名 竹内 馬次</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路3853番地 イ 氏名 小松 百合子</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路3853番地 イ 氏名 小松 弾政</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。</p>
---	--	--

<p>昭和53年3月農林省告示第223号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第268号</p> <p>平成30年11月高知県告示第911号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年4月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁3304番地 イ 氏名 岡 福美</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁3079番地 イ 氏名 岡 国友</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1874番地 イ 氏名 有限会社大幸建設</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁426番地 イ 氏名 織田 好和</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡横島村横島北1668番地 イ 氏名 井上 吉種</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町3639番地 イ 氏名 久万 勝清</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町3095番地 イ 氏名 久万 利広</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 大阪府和泉市伯太町三丁目2番24号 イ 氏名 芝藤 千代</p>	<p>(9)ア 登記簿記載の住所 高松市西春日町1407番地 県住5-301 イ 氏名 宮林 良治</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町姫ノ井441番地3 イ 氏名 川村 一幸</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 安芸市大井乙257番地 イ 氏名 大井 静子</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 安芸市庄之芝町7番31号 イ 氏名 信清 俊郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年4月農林水産省告示第416号(二から四までに限る。)</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第269号</p> <p>平成30年12月高知県告示第1000号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年4月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村久保川158番地 イ 氏名 山本 鈴枝</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村細々354番地2 イ 氏名 山本 兼</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十川村井崎289番地 イ 氏名</p>	<p>矢野 竹次郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 千葉県市川市国府台五丁目16番5号 イ 氏名 中越 正倫</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡樽原町四万川丙588番地 イ 氏名 中越 定好</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 昭和52年8月農林省告示第837号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第270号</p> <p>海岸法(昭和31年法律第101号)第5条第4項の規定により、平成28年10月高知県告示第595号(港湾隣接地域の指定)で指定した港湾隣接地域に接する昭和40年6月高知県告示第314号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域(平成31年2月高知県告示第88号(告示(海岸保全区域の指定)の一部改正)による改正後のものをいう。)のうち次に掲げるものを当該港湾施設管理者の長が管理する区域として定めることについての協議が成立したので、同条第8項の規定により告示する。</p> <p>平成31年4月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>宿毛湾海岸</p> <p>(1) 高砂塩浜地区 別図のとおり</p> <p>(2) 大島地区 別図のとおり</p> <p>(3) 片島地区 別図のとおり</p> <p>(「別図」は、省略し、その関係書類を高知県土木部港湾・海岸課に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>
---	--	---